

議案第 40 号

法定外公共物境界確定請求事件に関する訴えの提起について

次の訴えを提起したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 7 月 25 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市は、次により訴えを提起するものとする。

1 訴えの趣旨

西海市の法定外公共物である里道に隣接する土地の所有者が、当該隣接部分の境界を特定するための市からの協力依頼の連絡に対して、一貫してこれに応じず、今後も協力を得られる見込みが無いことから、境界確定を請求するもの。

2 訴えの理由

長崎県西海市崎戸町*****
に所在する里道敷地内において、***
***者が、市の許可無く板柵等の工作物を設置するとともに、同敷地の一部を舗装するなどした上、未だ原状回復義務を履行せず不法占有を継続しており、当該里道の通行等市民の利用に著しい支障を来たしている。

市は、本件不法占有案件に関して、当該里道に隣接する土地の所有者たる本件訴えの相手方に対し、市が示す境界を特定すべくその協力依頼のため、再三に亘り連絡を試みて来たが、一貫してこれに応じない状況が続いている。

よって、本件不法占有案件に係る工作物の収去等を請求する訴えに併せて、当該里道と隣接する土地の境界確定を求め、本件訴えを提起するものである。

3 訴えの相手方

4 訴えの対象となる土地の境界

長崎県西海市崎戸町*****
**に所在する里道の敷地たる土地とこれに隣接する上記2筆の土地に係る境界

5 授權事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ
- (2) 控訴、上告、上告受理の申立て及びこれらの取下げ
- (3) その他本件訴えに係る請求内容を実現するために必要な裁判上の行為

6 管轄裁判所

長崎地方裁判所佐世保支部